

「知らなかった」では済まされない!

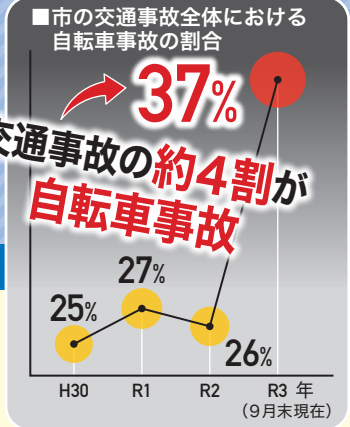
乗るなら守る!

# 自転車の交通ルール

岡市民安全政策室 ☎724・6750 FAX724・6376

市内の交通事故発生件数は年々減少していますが、事故全体における自転車事故の割合を見ると、昨年までは26%前後で推移していたのに対し、今年は37%(9月末時点)に膨れ上がっています。

急増している自転車事故、その約7割は交差点付近で発生しています(主に出合い頭の事故)。自転車の「一時不停止」や、「ながら運転」などは、法律で厳しい罰則が設けられているのをご存知ですか?この機会に、自転車の正しい交通ルールを再確認し、危険な運転は絶対にしないようにしてください。



## 自転車事故の約7割が交差点付近で発生!

その原因となる「一時不停止」や、「ながら運転」などは、法律で**厳しい罰則**が設けられています。

特に午前8時~10時、午後4時~6時の**通勤・通学の時間帯**

**指定場所一時不停止**

道路交通法 第43条  
罰則 3カ月以下の懲役  
または5万円以下の罰金

**携帯電話の使用**

道路交通法 第71条第6号  
府道路交通規則 第13条第3号  
罰則 5万円以下の罰金

**傘さし運転**

道路交通法 第71条第6号  
府道路交通規則 第13条第2号  
罰則 5万円以下の罰金

**ヘッドホンなどの装着 (大音量)**

道路交通法 第71条第6号  
府道路交通規則 第13条第5号  
罰則 5万円以下の罰金

他に、飲酒(酒酔い)運転、二人乗り、無灯火、並走行、歩行者の通行妨害、遮断踏切立ち入りなどにも罰則が設けられています。

**さらに!** 14歳以上のかたは、道路交通法で定める「自転車運転者講習制度」の対象となり、「一時不停止」などの違反行為を3年以内に2回以上繰り返すと、上記の罰則に加えて、**自転車運転者講習(3時間・6000円)の受講が必要となります。受講しなかった場合は、5万円以下の罰金が科せられます。**

自転車の罰則や、「自転車運転者講習制度」について、詳しくは府警ホームページに掲載のちらし「自転車はくまの仲間です」(QRコードからアクセス。ページ中段にあり)をご覧ください。

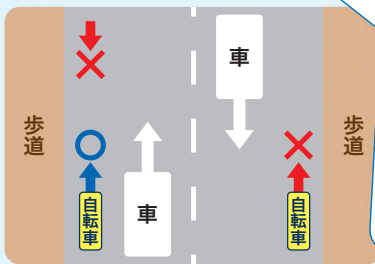


**上記のような危険な運転は事故に直結します! 絶対にしないでください!**

## 必ず覚えておこう! 自転車に乗るときの基本ルール

### ●「車道の左側」を走行してください!

自転車は、道路交通法で「軽車両」と位置付けられているため、**原則として歩道を走行できません。**歩道と車道の区別があるところでは、車道の左側(車と同じ進行方向)を走行してください。



自転車通行帯がある場合はそこを走行してください!

### 警察からのお願い

箕面警察署  
交通課 課長  
大西 将仁さん



市内の歩道などで、自転車による接触事故が多く発生しています。歩行者や自転車とすれ違う際は、一時停止するか、安全を確認してゆっくり走行してください。また、**条例では、自転車保険の加入が義務付けられています。**事故によっては高額な賠償金を請求されるケースもありますので、必ず保険に加入し、補償内容を確認しておいてください。

ただし、次の場合は**自転車も歩道を走行できます**

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道
- 「13歳未満のかた」及び「70歳以上のかた」が自転車を運転するとき歩道を走行する際は、車道寄りを安全な速度で走り、歩行者の通行を妨げる恐れがある場合は、自転車から降りてください。



「自転車及び歩行者専用」の標識

### ●子どもと高齢者は、必ずヘルメットを着用してください!

自転車事故における死亡原因の多くは「頭部損傷」です。**条例では、「13歳未満の子ども」及び「65歳以上の高齢者」が自転車を運転する際は、ヘルメットを着用するよう定めています。**6歳未満の子どもの自転車で同乗させる場合も、必ずヘルメットを着用させてください。また、交通事故が多発する通勤・通学時や、長距離の移動時などは、年齢に関係なくヘルメットを着用するようにしましょう。